

# 令和5年度 市税納付のご案内



## ステップ 1

### 納税通知書が届いたら、納期限を確認

納税通知書は、次の月の中旬までに郵送します。

5月…固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

6月…市民税・県民税

7月…国民健康保険税

税目ごとに納期限が決められていますので、納税通知書の内容と納期限を確認してください（右表参照）。

軽自動車税（種別割）の納期限は、5月31日（水）です。

納期限	固定資産税 都市計画税	市民税 県民税	国民健康 保険税
5月 31日（水）	第1期	-	-
6月 30日（金）	-	第1期	-
7月 31日（月）	第2期	-	第1期
8月 31日（木）	-	第2期	第2期
10月 2日（月）	第3期	-	第3期
10月 31日（火）	-	第3期	第4期
11月 30日（木）	-	-	第5期
12月 25日（月）	第4期	-	第6期
令和6年			
1月 31日（水）	-	第4期	第7期
2月 29日（木）	-	-	第8期

## ステップ 2

### 納期限までに、市税を納付する

問い合わせ＝納税課納税管理担当（☎内線 235・236）

#### 直接窓口などで納付

納付場所＝納税課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、金融機関、コンビニエンスストア

※利用できる金融機関やコンビニエンスストアなどは、納税通知書に同封の納付書裏面に記載されています。

#### ペイジーで納付

納付をパソコンや携帯電話、ATM（現金自動預け払い機）から行えるサービスです。

ご利用には、下記の市指定金融機関で申し込みの手続きが必要です。ただし、ATMでの納付は、その手続きも必要ありません。

市指定金融機関	パソコン または 携帯電話	ATM (ペイジー 対応型)
足利銀行、群馬銀行、東和銀行、横浜銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行、新田みどり農業協同組合	○	○
桐生信用金庫、しののめ信用金庫、中央労働金庫	○	-

#### 口座振替で納付

納期ごとに各種窓口へ出向く手間がなくなり、納め忘れがありません。

申し込み＝市内の金融機関、納税課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館へ。

申し込みに必要なもの＝口座番号の分かるもの（預貯金通帳やキャッシュカードなど）、届出印

#### スマートフォンアプリで納付

納付書に印字されたバーコードを専用アプリで読み取ることで、納付できます。

対応アプリ＝モバイルレジ（クレジットカード、ネットバンキング）、PayPay、LINE Pay、d払い、au PAY、J - Coin Pay



## 地方税統一 QR コード (eL-QR) を利用した納付方法が拡充します

令和5年4月から納付書に地方税統一QRコードが印刷されるようになります。

このことにより、市指定の金融機関のほかにも地方税統一QRコード対応金融機関での納付が可能となります。

また、地方税共通納税システム「地方税お支払サイト」を利用することでネットバンキングやクレジット払い（クレジット払いは手数料が発生します）などの支払方法を選択できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの商標登録です。

問い合わせ＝納税課納税管理担当  
(☎内線 235・236)

▶市ホームページ「地方税統一QRコードでの納付」



併せてチェックしましょう

### 固定資産税・都市計画税 納税通知書の確認を

納税通知書や課税明細書に記載されている、所有者名、土地・家屋の利用状況などを確認してください。

記載内容の変更や家屋の取り壊しなどがある場合は、税務課（市役所1階）にご連絡ください。

問い合わせ＝税務課資産税担当（☎内線 230～233）

### 軽自動車税（種別割） 減免申請

身体などに障がいのある人のために使う軽自動車などの税は、障がいの程度により減免される場合があります。

申請期限＝5月31日（水）

申請場所＝税務課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課

申請に必要なもの＝車検証、障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、運転免許証、納税通知書、マイナンバーカードが番号確認書類（個人番号通知カードと本人確認書類など）

問い合わせ＝税務課諸税担当（☎内線 224）

### 自動車税納付を お忘れなく

自動車税（種別割・県税）の納期限は、5月31日（水）です。

納税課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館でも納付できます。

問い合わせ＝桐生行政県税事務所（☎53-2113）、群馬県自動車税事務所（☎027-263-4343）



キノピー

### Q. 納期限までに、納付できない場合は？

やむを得ない事情で納付が困難な場合には、申請することで、分割して納付できる制度があります。早めにご相談ください。

市税を滞納してしまうと、財産の差し押さえを受けることがあります。差し押さえに至らなくても、納期限の翌日から延滞金の計算が始まりますので、早急に納付してください。

問い合わせ＝納税課納税担当（☎内線 237～240）